

# 湘南公園墓地・茅ヶ崎霊園

## 使用規則

しょうなんくらぶ

公益財団法人 湘南公良豊

# 湘南公園墓地・茅ヶ崎霊園

## 使用規則

### (趣旨)

第1条 湘南公園墓地・茅ヶ崎霊園使用規則（以下、「本規則」という。）は、湘南公園墓地・茅ヶ崎霊園（以下、「本霊園」という。）の使用に関する基準を定め、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (使用目的)

第2条 本霊園使用者（以下、「使用者」という。）は、本霊園を墳墓の設置及び焼骨の埋蔵並びにその他墓地本来の使用目的以外には使用することはできない。

### (使用資格)

第3条 本霊園は、宗教宗派を問わず使用できるものとする。

- 2 但し、申込人及びその関係者が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団、指定暴力団及び暴力団員。これらの関係企業及び団体等。以下、「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

### (墓地使用申込み)

第4条 墓地の使用を申し込もうとする者（以下、「申込人」という。）が、同項第2号から第4号までのものを提出することで墓地の使用を申し入れたとみなす。

- 一 墓地予約申込書（以下、「予約申込書」という。）
  - 二 使用契約約款
  - 三 家族全員の本籍地記載でマイナンバーが記載されていない住民票の写し（コピー不可）（以下、「住民票」という。）
  - 四 別表2に定める墓地使用申込み予約金
- 2 前項第1号の提出をもって墓地使用契約の意思表示があったものと推定する。但し、申込人は本霊園管理者に対して予約申込書を取り消すことができる。
- 3 同条第1項第1号の有効期限は10日間とし、有効期限満了日までに同条第1項第2号から第4号までのものを提出しなければならない。
- 4 申込人は、本規則の内容を承諾しているものとみなす。

### (永代使用料)

第5条 申込人は、別表1に定める永代使用料を申込日から起算して10日以内に納めなければならない。

(墓地管理料)

第6条 使用者は、1年ごとに別表1に定める墓地管理料(以下、「管理料」という。)を納めなければならない。

2 初年度の管理料は、本規則第4条第1項第4号の規定による予約金を充当し、以降は毎年3月末日までに次年度1年分(4月1日より翌年3月末日迄)の管理料を納めなければならない。

3 管理料とは、環境の整備及び園内の清掃(但し、使用を承諾した墓地を除く)並びに事務管理など、本霊園の運営に要する費用である。

4 物価の変動等の事情により当該管理料が不均衡になった場合、これを変更する。この場合において、本霊園管理者は改定後の額及び改定の具体的な理由を明記して使用者に対し、書面をもって通知するものとする。

(手数料)

第7条 本霊園の手続きに必要な手数料並びに届出用紙及び必要書類にあっては、別表3の定めるところとする。

(永代使用料等の減免)

第8条 永代使用料の減免及び管理料の減免にあっては、使用者から減免の申請があった後、本霊園理事長によって減免することが特に必要であると認められた場合に限る。

(永代使用料等の返還)

第9条 本規則第4条第1項第4号並びに第5条及び第6条の規定により納付された永代使用料並びに予約金及び管理料は返還しない。

2 但し、使用者が本霊園に対して契約の解除を申し入れた時又は使用权の放棄を申し入れた時に次の各号に掲げるいずれかに該当する場合はこの限りではなく、一部又は全部を返還する。

- 一 契約日が1ヶ月以内であるとき。
- 二 天災地変及びその他不可抗力によるもので本霊園の責に帰すべき事由でないもの以外によって本霊園が債務の不履行又は履行不能をしたとき。
- 三 同項各号に掲げるもののほか理事長が特段の事情により返還を認めるとき。

(墓地使用承諾証の交付等)

第10条 本霊園理事長は、永代使用料を納付した者に対して墓地使用承諾証(以下、「承諾証」という。)を交付する。

2 前項の規定により承諾証の交付を受けたとき、申込人は使用者として墓地を使用することができる。

3 承諾証の紛失又は毀損した者は本霊園理事長に届け出て承諾証の再交付を受けなければならない。

- 4 使用者が改姓及び住所変更等により承諾証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出を行ない記載事項の訂正を受けなければならない。
- 5 同条第3項の規定により再発行を受ける場合、再発行を受ける使用者は別表3に定める手数料を納めなければならない。

(墓地使用权の承継と譲渡転貸の禁止)

- 第11条 使用者が死亡したとき又は生前贈与等により墓地使用を承継しようとする者は、本霊園理事長に届け出て承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定により地位継承を受ける者は別表3に定める手数料を納めなければならない。
  - 3 使用者は、墓地使用权を相続人又は親族以外の第三者に継承、譲渡又は転貸することは出来ない。但し、本霊園理事長が承認した場合はこの限りでない。

(墳墓等の設置基準等)

- 第12条 墓地内の墳墓等の設置基準等については、次の各項に定めるところによる。
- 2 墳墓の永続的管理を適切に行なうため、施工については本霊園が承認する業者とする。
  - 3 普通墓地については、次の各号によるものとする。
    - 一 墓石は、承諾証取得後3ヶ月以内に建墓の契約をするものとする。但し、別紙の建墓期限延長申請書を提出し、本霊園理事長が承認した場合はこの限りではない。
    - 二 前号の規定によって継続して延長できる期間は5年以下とする。但し、本霊園理事長が特に必要とした場合はこの限りではない。
    - 三 墓地使用範囲を明確にするため、承諾証を取得後、1ヶ月以内に石材にて高さ0.7m以内の囲障を設けるものとする。但し、植栽などによる生け垣は禁ずる。
    - 四 墓碑及び墓誌並びにこれに類する設置の高さは2.5m以内とし、盛土の高さは0.4m以内とする。
    - 五 樹木の高さは2m以内とし、樹種は規定のものとする。
    - 六 地下納骨設備の面積は使用場所の40%以内とし、高さは2m以内、境界との距離は0.45m以内とする。
    - 七 同条各号の高さとは、園路地盤面から設備の最高部までの尺度とする。
    - 八 使用者がやむを得ず、同条各号の基準を超えて墳墓等の設置を必要とした場合は、その内容を書面で提出し、理事長の承諾を得なければならない。
  - 4 芝生墓地については、次の各号によるものとする。
    - 一 墓石は、承諾証取得後3ヶ月以内に建墓の契約をするものとする。但し、別紙の建墓期限延長申請書を提出し、本霊園理事長が承認した場合はこの限りではない。

- 二 前号の規定によって継続して延長できる期間は5年以下とする。但し、本霊園理事長が特に必要とした場合はこの限りではない。
- 三 墓地は現状のまま使用するものとし、所定のものを除いて樹木及びその他の工作物等は一切設置できない。但し、短期間のものであって、かつ本霊園理事長の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 四 芝生墓地の台石の上に設置する墓石等は、本霊園が規定する範囲内とする。
- 5 墓地内に、他所からの墓石等（自然石を含む）を移設するときは本霊園管理者に届け出なければならない。
- 6 使用者は次の各号に該当する場合はあらかじめ書面を提出し、本霊園理事長の承諾を受けなければならない。
  - 一 墓石等の再建立及び追加工事。
  - 二 墓地及び祭祀に関する付帯物、神佛具、埴輪等、これらに類する物の本墓地への搬入及び設置。
  - 三 その他、本霊園理事長が特にその承諾を要すると認めた事項。

#### （墓地使用者の義務）

- 第13条 使用者は次の各号に定めるところに従い墓地を使用しなければならない。
- 一 埋蔵骨は焼骨に限る。墓地に埋蔵するときは、あらかじめ本霊園理事長に承諾証を提出し、法令に基づく埋葬許可証又は改葬許可証を提出しなければならない。
  - 二 墓地に親族の焼骨を埋蔵することを原則とする。但し、使用者と本霊園理事長が認めた場合はこの限りではない。
  - 三 使用者は承諾証に定められた墓地を使用して墳墓を設置し、かつ墓所としての美観を維持するよう努めなければならない。
  - 四 墳墓の設置及びその改造若しくは移転を行う場合、事前に書面を提出し本霊園理事長の承諾を得なければならない。

#### （墓地使用权の取消し）

- 第14条 本霊園理事長は使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、墓地使用承諾を取消することができる。
- 一 3年間管理料を納付しないとき。
  - 二 住所不明となって1年を経過したとき。
  - 三 使用者が死亡した時から2年を経過しても祭祀を継承するものがないとき。
  - 四 本規則に違反し、本霊園管理者が本規則を遵守するよう催告したにもかかわらずそれを無視したとき。

#### （墓地使用权の取消しに伴う措置）

- 第15条 前条の規定により墓地使用承諾を取消された者は、直ちに埋蔵焼骨の改葬、設置してある墓碑石等構造物の撤去等を行い原状に復して返還しなければならない。

- 2 前条の規定により墓地の使用を取消された者が、墓地使用权の取消をされた日から起算して3ヵ月以内に前項の措置をしない場合は、本霊園理事長の命令により所定の場所へ改葬及び移転を実施する。費用の負担は当該墓地使用を取消された者が負う。
- 3 前項の規定による移転保管中の墓碑石等構造物の損傷、損壊、滅失等について本霊園は一切責任を負わない。
- 4 同条第2項の規定により撤去された墓碑石等構造物は、保管開始から3年を経過しても引取りがない場合、当該物件の所有権は本霊園に帰属するものとする。

#### (使用权の放棄)

- 第16条 使用者は、書面に承諾証を添えて本霊園理事長に届け出ることによって不用となった墓地の使用权を放棄できる。但し、使用料及び放棄する日に属する管理料が納付されていないときは放棄することができない。
- 2 前項の規定により墓地を明け渡す者は、当該墓地を原状に復して本霊園に明け渡さなければならない。その費用は、使用者の負担とする。但し、本霊園理事長が特別に認めたときは現状のまま明け渡すことができる。

#### (補償及び補修)

- 第17条 使用者が、故意又は過失により隣地及び本霊園の施設に損害を与えた場合、使用者の負担により補償及び補修をしなければならない。
- 2 本霊園は、天災地変等、その他不可抗力による損害及び盗難等本霊園関係者を当事者としなない事件・事故については、一切の責任を負わないものとする。

#### (管理権に基づく措置)

- 第18条 本霊園が、公用収用又は土地の整備その他の必要のため、使用者に対して墓地の改葬を求めたときは、使用者はこれに応じなければならない。
- 2 前項の規定により改葬した場合、本霊園が代替地及び改葬に伴う費用を補償する。

#### (遵守事項)

- 第19条 使用者又は本霊園を利用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 本霊園内の施設を毀損しないこと。
  - 二 本霊園内において、他人への迷惑行為をしないこと。
  - 三 使用許可のない墓地を利用しないこと。
  - 四 墓地は常に清潔にしておくこと。
  - 五 その他、本霊園理事長が管理上必要であると認めた行為。

(献花及び供物の処理)

第20条 墓参などの献花及び供物などは、使用者が責任を持って処分するものとする。但し、本霊園管理者が管理衛生上処分することが妥当であると判断した場合、処分することが出来る。

(祭祀行為)

第21条 本霊園内における祭祀行為は、事前に本霊園に届け出を提出し許可を受けなければならない。

(定めのない事項)

第22条 本規則に定めのない事項については、本霊園理事長が法律、その他関係法令の定めるところによりその都度定める。

(規則の改正)

第23条 墓地、埋葬等に関する法律等の現行法規が改正された場合、若しくは社会経済情勢が著しく変化し本規則の運用に支障が生じたときは、合理的な範囲において本規則を変更することができるものとする。

(委任)

第24条 この規則の施行について必要な事項は、細則で定める。

附 則

1. この規則は、公益財団法人湘南公良豊の設立の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。
2. この規則の一部改訂（墓地使用申込み）第4条は、平成27年11月25日から施行する。
3. 平成31年4月20日より、本改訂版を施行する。
4. 令和元年10月1日より、別表1、2、3を変更する。

## 別表 1

## 永代使用料及び管理料一覧

下記の管理料の金額は消費税抜きの金額で、別途消費税がかかります。

令和2年3月17日現在

種 別	面積(m <sup>2</sup> )	永代使用料(円)	管理料(円)
普通墓地	0.60	300,000	4,574
	0.75	380,000	4,574
	0.80	400,000	5,139
	1.00	500,000	5,713
	1.20	600,000	6,861
	1.25	625,000	7,141
	1.44	720,000	8,574
	2.00	1,000,000	11,426
	3.00	1,500,000	17,139
ゆとり墓地	4.50	2,250,000	25,713
	0.60	300,000	4,574
	1.00	500,000	5,713
	1.44	720,000	8,574
	1.50	750,000	8,574
	1.60	800,000	9,139
ガーデニング墓地	2.00	1,000,000	11,426
	1.00	500,000	5,713
	1.44	720,000	8,574
	1.60	800,000	9,139
芝生墓地	2.00	1,000,000	11,426
	1.80	900,000	11,426
	2.21	1,105,000	14,287



## 別表 2

## 墓地使用申込み予約金一覧

下記の金額は消費税抜きの金額で、別途消費税がかかります。

令和2年3月17日現在

種 別	面積(㎡)	予約金(円)
普通墓地	0.60・0.75	4,574
	0.80	5,139
	1.00	5,713
	1.20	6,861
	1.25	7,141
	1.44	8,574
	2.00	11,426
	3.00	17,139
	4.50	25,713
ゆとり墓地	0.60	4,574
	1.00	5,713
	1.44・1.50	8,574
	1.60	9,139
	2.00	11,426
ガーデニング墓地	1.00	5,713
	1.44	8,574
	1.60	9,139
	2.00	11,426
芝生墓地	1.80	11,426
	2.21	14,287

## 別表 3

## 各種手続きの必要書類及び費用一覧

下記の管理料の金額は消費税抜きの金額で、別途消費税がかかります。

令和元年10月1日現在

内 容	届 出 用 紙	必 要 書 類	費 用
墓地予約申込及び墓地使用権の契約手続き	使用契約約款	・家族全員の住民票(本籍記載) ・墓地予約申込書	別表1記載の 予約金及び 永代使用料
建墓延長申請の手続き (本人が申請する場合)	建墓期限延長申請書	・墓地使用承諾証 ・本人を証するもの(運転免許証等)	無料
建墓延長申請の手続き (代理人が申請する場合)	建墓期限延長申請書	・墓地使用承諾証 ・委任状	10,000 円
地位承継手続き (現名義人が亡くなった場合)	地位承継届書	・墓地使用承諾証 ・現名義人の除籍謄本(3ヶ月以内のもの) ・新名義人の本籍記載の住民票及び 印鑑証明(各3ヶ月以内のもの)	10,000 円
地位承継手続き (現名義人から名義変更の場合)	地位承継届書	・墓地使用承諾証 ・新名義人との関係を確認できる現 名義人の戸籍謄本(3ヶ月以内のもの) ・新名義人の本籍記載の住民票及び 印鑑証明(各3ヶ月以内のもの)	10,000 円
名義変更手続き (婚姻による氏名変更など同 一人の場合)	名義変更申請書	・墓地使用承諾書 ・使用契約約款 ・新名義人の本籍記載の住民票及び 印鑑証明(各3ヶ月以内のもの)	10,000 円
墓地使用承諾証の再発行 手続き(紛失などの再発行)	墓地使用承諾証再交付願	・汚損及び毀損の場合は旧墓地使用 承諾証 ・紛失の場合は住民票及び印鑑証明 (各3ヶ月以内のもの)	10,000 円
区画変更手続き	使用区画変更申請書	・墓地使用承諾証 ・使用契約約款	10,000 円

届出事項の変更手続き (本籍、現住所、電話番号、連絡先及び郵便物送付先等に変更があった場合)	変更届	・本籍及び現住所変更の場合は墓地使用承諾証及び新住所の本籍記載の住民票(各3ヶ月以内のもの)	無料 (承諾証再発行の場合は10,000円)
受入証明書の発行手続き (他のお墓から当霊園に遺骨を移す場合)	墓地使用名義人からの申請による	・墓地使用承諾証	無料
埋蔵証明書(分骨証明書)の発行手続き (遺骨を本霊園から他のお墓へ埋蔵又は分骨する場合)	墓地使用名義人からの申請による	・他のお墓へ埋蔵の為遺骨をお墓から出す時は墓地使用承諾証	無料